

半田市自転車対策審議会設置要綱

(設 置)

第1条 半田市放置自転車等防止条例(昭和63年半田市条例第14号)に基づき、市民の良好な生活環境を確保し、街の美観を維持するとともに、通行の障害を除去し、市民生活の安全を図る必要な事項を審議するため、半田市自転車等対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自転車等対策に関する総合的な企画に関すること。
- (2) 放置禁止区域等の設定及び変更に関すること。

(組 織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の長
- (4) 市の職員

2 委員は、10人以内とする。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審議会の開催)

第4条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、総務部防災交通課において処理する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会において必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。